

令和 8 年（2026 年） 6 月 2 9 日

姫路市農業委員会 様

姫路市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小川 一茂

姫路市情報公開条例第 1 7 条の規定による諮問について(答申)

令和 8 年 3 月 2 6 日付け姫農委第 R 7－2 2 号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

姫路市農業委員会が令和 8 年 1 月 3 0 日付けで行った行政文書部分公開決定（姫農委第 1 5 号）についての審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

姫路市農業委員会（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が令和 8 年 1 月 3 0 日付け姫農委第 1 5 号で行った行政文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）は、別表 1 に掲げる各文書（以下順に「本件請求文書 1」から「本件請求文書 5」までという。）の公開請求に対し、別表 2 に掲げる各文書（以下順に「本件対象文書 1」から「本件対象文書 5」までという。）を特定し、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 の一部を非公開とし、並びに本件対象文書 4 の全部を非公開とした決定については、結論において妥当であり、本件対象文書 5 についてその存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定については、妥当であるが、本件対象文書 3 の一部を非公開とした決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

第 2 事案の経過

- 1 審査請求人は、令和 8 年 1 月 9 日付けで、姫路市情報公開条例（平成 1 4 年姫路市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定による行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、令和 8 年 1 月 2 7 日付けで、本件請求に対し、行政文書が大量で秘匿箇所が複雑であり、期間内に公開決定することが困難であることを理由として、条例第 1 1 条第 2 項の規定による公開決定等の期間延長の通知（以下「延長通知」という。）をした。
- 3 処分庁は、令和 8 年 1 月 3 0 日付けで、本件請求に対し、本件請求文書 1 に該当する行政文書として本件対象文書 1 を、及び本件請求文書 2 に該当する行政文書として本件対象文書 2 を特定し、これらについてその一部を非公開とし、本件請求文書 3 に該当する行政文書として本件対象文書 3 を特定し、その全部を公開とし、本件請求文書 4 に該当する行政文書として本件対象文書 4 を特定し、その全部を非公開とし、並びに本件請求文書 5 に該当する行政文書として本件対象文書 5 を特定し、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否することとする本件処分を行った。
- 4 審査請求人は、令和 8 年 2 月 1 2 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定により審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の趣旨及び理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 について

本件対象文書 1 は、総会開催日の決裁であり、かつ、通知文案がない。本件対象文書 2 は、通知文案がなく、かつ、開催日 1 5 日前の決裁で通常議案と思慮される。本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 の公表議事録の議事内容に追加議案の項目記載がないが、追加議案として提案、審議、議決している。これらのことから、追加議案として審議する旨の決定及び通知に係る文書ではない。

姫路市農業委員会会議規則（昭和 4 4 年姫路市農業委員会規則第 1 号。以下「農委規則」

という。)に基づく適正な追加議案審議(総会開催)であったかを確認するための公開請求であり、農委規則第2条第1項に規定する委員への通知に係る文書(案)がないこと、同条第2項の規定に対する弁明が不可解であることから、農委規則に基づかない総会審議・決定が行われた。

決定通知書(姫農委第15号をいう。以下同じ。)には、「農委規則第2条の規定に基づかない総会提案・審議・議決となっており、決裁等文書は存在しません」と記載すべきである。

2 本件対象文書3について

第〇回以降の全議事録の発言委員名を秘匿処理することの変更決定の経緯が分かる資料を求めているが、本件対象文書3では不明であり、請求した行政文書ではない。

第〇回以降の全ての総会議事録についての言及であること、及び発言者の公表が弁明書記載の理由に該当しないことから、不適切な事務が行われている。農業委員への説明・審議もない会長決裁が、組織としての承認に当たるのか。差替え分として送付されたデータは改ざんではないか。

「発言者の秘匿処理に係る農業委員会としての決裁文書(議事録等)は存在しません」と記載すべきである。

3 本件対象文書4及び本件対象文書5について

延長通知では「存在しない」、決定通知書では「(公開しない部分)全部」との記載があり、この経緯・内容から、文書は存在するが決定通知書の理由及び根拠条項により全部を公開しないとしているところ、農業委員及び事務局職員が、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく職務遂行に伴い取得した情報であることから、条例第7条第1号ウに該当するため、部分公開を求める。

農地利用状況調査は、個人のプライバシーを調査するものではないと思慮する。

賃貸借契約のある農地の情報であり、農業委員会が契約終了の法的根拠の説明責任を果たさないのであれば、〇〇である審査請求人の公開請求に応えるべきである(農地法第〇条第〇項、同条第〇項違反)。

第4 諮問庁の説明の要旨

1 処分庁の主張

(1) 本件対象文書1及び本件対象文書2について

本件対象文書1及び本件対象文書2は、各総会で追加議案として審議する際に実際に使用した決裁文書の原本に相違ない。審査請求人は、農委規則に基づかない議案の審議を行っていることを理由として求めている文書ではないとするが、第〇回は精査に時間を要したため告示に含められず、第〇回は事務的な記載漏れが生じたものの、それぞれ当日の総会において適正に審議・決定された事案であり、本件対象文書1及び本件対象文書2以外に該当する文書は存在しない。

(2) 本件対象文書3について

特定の「変更決定決裁」のような独立した文書は作成しておらず、議事録の決裁本文に発言者を秘匿する理由及び根拠を記載し、組織として承認したことをもって、当該取扱いの変更を決定している。当該決裁文書については、決定通知書において「発言委員名を秘匿した決定の決裁部分のみ」とした部分に含まれるものとして、すでに交付した文書に代

えて、改めて交付する。

(3) 本件対象文書 4 及び本件対象文書 5 について

ア 延長通知と決定通知書の一部の表記の不整合は、事務処理上の誤記であり、本件処分
の最終的な判断は決定通知書における全部非公開である。

イ 本件対象文書 4 について

農地法第 30 条に基づく利用状況調査は全農地を対象に実施され、①調査実施日、②
農地法第 32 条第 1 項各号への該当性、③調査実施者等の情報を含む結果は、農地台帳
に記録される。本件請求は、特定の地番を指定して行われているところ、農地の所有者
情報は不動産登記情報等により一般に公開されているため、請求対象の地番と登記情報
を照合することで、特定の個人（所有者）を容易に識別することが可能であるため、当
該農地に係る調査結果を公開することは、特定の個人が「いつ、誰の調査を受け、どの
ような判定（利用状況）がなされたか」という個人の権利利益に関わる情報であり、条
例第 7 条第 1 号に規定する「個人に関する情報」に該当する情報を公にすることとなる
ため、非公開とした。

ウ 本件対象文書 5 について

農業委員会による指導文書等は、遊休農地の発生や無断転用など、農地法に違反する
状態又はそのおそれがある場合にのみ発出されるものであり、本件請求は地番により個
人が特定される性質のものであるところ、仮に指導文書等が「存在する」として非公開
決定を行った場合、あるいは「存在しない」と回答した場合のいずれであっても、当該
農地の所有者が「農地法に基づく指導を受けている（または受けていない）」という特
定の事実が明らかになる。指導を受けているという事実は、個人の社会的評価に関わる
情報であり、条例第 7 条第 1 号に規定する非公開情報に該当するため、当該文書の存否
を答えること自体が非公開情報を漏らすこととなるため、条例第 9 条（存否応答拒否）
の規定に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで請求を拒否した。

エ 公務員の職務遂行に係る情報該当性について

当該農地の所有者が公務員であるか否かは不明だが、仮に公務員であったとしても、
農地所有者としての立場は私的なものであり、その所有農地の利用状況や指導の有無は、
条例第 7 条第 1 号ウに規定する「職務の遂行に係る情報」には該当しない。非公開とし
た情報の核心は「特定の個人の農地利用状況」そのものであり、調査を行った農業委員
等や職員等の氏名等が公務員等の職務情報であるとしても、それと一体となって記録さ
れている「調査結果（個人のプライバシー）」までが公開の対象となるものではない。

2 諮問庁の意見

本件処分は、条例に従って判断されており、適正である。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件請求について

本件請求は、本件請求文書 1 から本件請求文書 5 までの公開を求めるものであり、処分庁
は、本件対象文書 1 から本件対象文書 5 までを特定し、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2
の一部を非公開とし、本件対象文書 3 の全部を公開とし、本件対象文書 4 の全部を非公開と
し、並びに本件対象文書 5 の存否を明らかにしないで公開請求を拒否とする本件処分を
行った。これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めていると解されるところ、諮

問庁は、本件処分は適正であるとしていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分について

(1) 本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 について

ア 本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 について、処分庁は、各総会で追加議案として審議する際の決裁文書であり、これら以外に該当する文書は存在しないと説明し、審査請求人は、農委規則第 2 条に規定する委員への通知に係る文書がないこと等から、本件請求文書 1 及び本件請求文書 2 に当たらないと主張する。

イ 農委規則第 2 条 1 項は、「会長は、総会の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これをすべての委員に通知するとともに姫路市公告式条例(昭和 25 年姫路市条例第 29 号)の定めるところにより告示しなければならない。」と、同条第 2 項は、「前項の通知及び告示は、緊急やむを得ない場合を除き、会議の日前 5 日までにこれをしなければならない。」と規定する。

ウ 当審査会において本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 の内容を確認したところ、追加議案に、総会議案又は総会資料としたい旨の決裁文が記載され、決裁印が押印された文書であることが認められる。審査請求人は、本件請求において、本件請求文書 1 及び本件請求文書 2 について農委規則第 2 条の規定に係る文書である旨明示しているところ、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 には、同条に関する記載はなく、同条に規定する必要な事項、通知、告示等に関する記載もないことから、農委規則第 2 条の規定に係る文書に該当する行政文書とはいえない。また、諮問庁に確認したところ、追加議案は、農委規則第 8 条の規定による動議として審議されることとであり、通常、追加議案について農委規則第 2 条の規定に係る行政文書が作成されることはないと解される。よって、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 を特定したことは、本件請求文書 1 及び本件請求文書 2 が農委規則第 2 条の規定に係る文書とされているにもかかわらず、同条と関係のない文書を特定したこととなり、妥当ではないといわざるを得ない。

なお、審査請求人は、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 の非公開部分の公開を求めているものではないと解されるため、当該非公開部分の公開・非公開については、判断しない。

エ 一方、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 以外に該当する行政文書を保有していないとするアの諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められず、審査請求人も本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 以外には該当する行政文書が存在しないことについて争っていない。

オ したがって、本件請求文書 1 及び本件請求文書 2 に係る本件処分については、本来、処分庁は不存在を理由に非公開とすべきであったものであるが、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 を特定したことは、上述のように妥当とはいえないが、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 の外に特定すべき文書を保有していないという意味で、結論において妥当といわざるを得ない。

(2) 本件対象文書 3 について

ア 本件対象文書 3 について、処分庁は、変更決定決裁のような独立した文書は作成しておらず、会議録の決裁本文に理由及び根拠を記載し、取扱いの変更を決定していると説明し、審査請求人は、第○回以降の全議事録の変更決定の経緯が分かる資料を求めている。

るが、不明であるため本件請求文書3に当たらないと主張する。

イ ここで、弁明書、反論書等によると、本件対象文書3について、処分庁は、決定通知書に基づく公開の実施後に、異なる部分を追加した行政文書を本件対象文書3として審査請求人に提供していることが認められる。そして、諮問庁及び審査請求人は、当該行政文書が本件対象文書3であることを前提とした主張を行っていることと解されることから、当該行政文書を本件対象文書3とみなして判断することとする。

ウ 当審査会において本件対象文書3の内容を確認したところ、第〇回姫路市農業委員会総会議事録の公開についての決裁文書及び当該議事録であり、当該議事録には、複数の非公開部分があることが認められた。これに対し、決定通知書の「公開しない部分及び理由」欄には、当該非公開部分についての記載が認められない。条例第10条の規定により公開請求に係る行政文書の一部又は全部を公開しない決定をした旨の通知を行う際には、姫路市行政手続条例（平成9年姫路市条例第2号）第7条第1項の規定による理由の提示を書面で行うことが必要であるところ、本件対象文書3について理由の提示を欠いていることは明らかである。

エ したがって、本件請求文書3に係る本件処分については、理由の提示に不備がある違法な処分であるためこれを取り消し、改めて公開決定等をすべきである。

(3) 本件対象文書4について

ア 本件対象文書4について、処分庁は、本件請求文書4は、特定の地番を指定しており、一般に公開されている不動産登記情報等と照合することで、特定の個人（所有者）を容易に識別することが可能であるため、当該農地に係る調査結果を公開することは、特定の個人が「いつ、誰の調査を受け、どのような判定（利用状況）がなされたか」という条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報」に該当する情報を公にすることとなるため全てを非公開とし、また、公務員等の職務情報が含まれるとしてもそれと一体となって記録されている「調査結果（個人のプライバシー）」までが公開の対象となるものではないと説明し、審査請求人は、農地法の規定による職務遂行に伴い取得した情報であることから、条例第7条第1号ウに該当するため部分公開すべきと主張する。

イ 農地法第52条の2第1項は、「一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする」と規定し、同項第2号で「その農地の所在、地番、地目及び面積」を記録すべき事項として定めている。

ウ 農地法第52条の3第1項は、「農地台帳に記録された事項」について、「公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるもの」を除いて「公表するものとする」と規定しており、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第104条第1項において、「法第52条の3第1項の農林水産省令で定める事項」（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないもの）として、同項第1号で「市街化区域内にある農地」について「全ての事項」と定めている。

エ イ及びウから、農地法の規定により、市街化区域内にある農地（農地法第2条第1項の農地をいう。以下同じ。）は、所在及び地番を含む農地台帳に記載された全事項について公表することが適当でないものとされている。この点について諮問庁に確認したところ、現に、市街化区域内にある農地について第三者からの問合せ等には応じていないとのことであった。

オ 本件請求文書４の記載によると、地番を特定し、当該地番の土地に係る利用状況調査の実施結果の公開を求めるものであると解されるところ、当該土地が市街化区域内にあり、かつ、当該地番と登記事項証明書等の他の情報と照合することにより土地の所有者である特定の個人を識別することができるものと認められた。また、利用状況調査について農地法第３０条第１項では、「その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない」と規定しており、その対象は、農地である。そうすると、本件請求文書４で特定された地番の土地の利用状況調査の実施結果について、その存否を答えることは、特定個人が所有する市街化区域内の土地が農地であるという事実の有無（以下「本件存否情報１」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。そして、本件存否情報１は、条例第７条第１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められ、同号ただし書ア又はイに該当する事情も認められず、また、同号ただし書ウにも該当しない。

カ したがって、本件対象文書４の存否を答えるだけで、条例第７条第１号の非公開情報を公開することと同様の結果を生じさせることになるため、条例第９条の規定により、本件対象文書４の存否を明らかにしないで、本件請求文書４に係る公開請求を拒否すべきものと認められる。

キ 以上のとおり、本件請求文書４に係る本件処分については、本来、本件対象文書４の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すべきものであったと認められるが、処分庁は、本件対象文書４の存否を明らかにしており、このような場合において、当該本件処分を取り消して改めて条例第９条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書４を非公開としたことは、結論において妥当である。

(4) 本件対象文書５について

ア 本件対象文書５について、処分庁は、指導文書等は、遊休農地の発生や無断転用など、農地法に違反する状態又はそのおそれがある場合にのみ発出されるものであり、本件請求は地番により個人が特定される性質のものであるところ、指導文書等が「存在する」又は「存在しない」と回答した場合のいずれであっても、当該農地の所有者が「農地法に基づく指導を受けている（または受けていない）」という条例第７条第１号に規定する非公開情報に該当する特定の事実が明らかになるため、その存否を答えること自体が非公開情報を漏らすこととなることから存否応答拒否としたと説明し、審査請求人は、農地法の規定による職務遂行に伴い取得した情報であることから、条例第７条第１号ウに該当するため部分公開すべきと主張する。

イ 本件請求文書５の記載によると、本件請求文書４と同じ地番を特定し、当該地番の土地に係る指導文書等の公開を求めるものであると解される。そうすると、本件請求文書５で特定された地番の土地の指導文書等について、その存否を答えることは、特定個人が所有する土地について農業委員会からの指導等が行われたという事実の有無（以下「本件存否情報２」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。そして、本件存否情報２は、条例第７条第１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められ、同号ただし書ア又はイに該当する事情も認められず、また、同号ただし書ウにも該当しない。

ウ したがって、本件対象文書５の存否を答えるだけで、条例第７条第１号の非公開情報

を公開することと同様の結果を生じさせることになるため、条例第 9 条の規定により、本件対象文書 5 の存否を明らかにしないで、本件請求文書 5 に係る公開請求を拒否すべきものと認められることから、本件請求文書 5 に係る本件処分については、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

第 6 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

本件請求文書 1	姫路市農業委員会事務局が総会（第〇回）で追加議案として審議する旨、作成した決裁（起案）文書（農委規則第 2 条の規定に係る起案文書）
本件請求文書 2	姫路市農業委員会事務局が総会（第〇回）で追加議案として審議する旨、作成した決裁（起案）文書（農委規則第 2 条の規定に係る起案文書）
本件請求文書 3	総会議事録（第〇回以降）について、発言者である農業委員の氏名が秘匿処理され公表されている。この変更決定（事務処理）に係る決裁文書（議事録等含む）
本件請求文書 4	姫路市〇〇に係る農地利用状況調査（農地パトロール）実施結果（令和 7 年度分）
本件請求文書 5	姫路市〇〇に係る指導文書の全て（令和 7 年度分）

別表 2

本件対象文書 1	第〇回姫路市農業委員会総会追加議案決裁
本件対象文書 2	第〇回姫路市農業委員会総会追加議案決裁
本件対象文書 3	第〇回姫路市農業委員会総会議事録公開決裁
本件対象文書 4	姫路市〇〇に係る農地利用状況調査（農地パトロール）実施結果（令和 7 年度分）
本件対象文書 5	姫路市〇〇に係る指導文書等の全て（令和 7 年度分）

審 査 の 経 過

年月日	審査会	経過
令和8年3月26日	—	諮問書提出
令和8年4月17日	令和8年度第1回審査会	諮問説明 審議
令和8年5月15日	令和8年度第2回審査会	審議
令和8年6月19日	令和8年度第4回審査会	審議
令和8年6月29日	—	答申